

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成１２年６月１６日施行、以下「原災法」という。）第７条第１項に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画を修正しました。その要旨は以下のとおりです。

１．修正年月日：平成２７年３月２７日

２．主な修正内容

章	内 容	主な修正事項
第１章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第２章 原子力災害事前対策の実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<第５、８節> ・原子力安全部門設置に伴う職位の変更
第３章 緊急事態応急対策の実施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<第１節> ・他の原子力事業者に対する支援の要請を追加 <第３節> ・他の原子力事業者に対する支援の要請を削除 ※当社が他の原子力事業者に対して支援を要請する時期を、原災法第１５条通報後（緊急事態事象）から、その前段の原災法第１０条通報後（特定事象）に変更したことに伴う修正。
第４章 原子力災害中長期対策の実施	原子力災害中長期対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第５章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	—

以 上